

測量業務委託共通仕様書

豊能町

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、豊能町役場の行う測量作業に適用する。
2. 設計図書及び特記仕様書に記載された事項はこの仕様書に優先するものとする。

第2条 作業実施

1. 測量作業は、大阪府や豊能町の定める公共測量作業規程及び同規則にかかる運用基準（以下「規程」と言う。）により実施するものとする。

第3条 用語の定義

この仕様書において、「指示」、「承諾」及び「協議」の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 指示とは、発注者の発議により委託者が発注者に対し測量方法に関する方針基準又は計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者の発議により受託者が発注者に報告し発注者が了解することをいう。
- (3) 協議とは、発注者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

第4条 主任技術者

主任技術者は、測量法第19条により登録された測量士の有資格者で発注者の認めたものでなければならない。

第5条 測量の基準

この測量に使用する測量の基準は、「規程」第2条に規定する他は、町係員の指示によるものとする。

第6条 支給材料

1. 受託者は、支給材料について、その受け払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
2. 受託者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給品の清算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を町係員に提出しなければならない。

第7条 作業確認

主要な測量作業段階のうち、特記仕様書または、あらかじめ町係員の指示した箇所については、町係員の承諾を得なければ作業を進めてはならない。

第8条 検査

受託者は、出来形部分検査及び完成検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし、主任技術者が立会のうえ、検査を受けなければならない。

第9条 作業管理

1. 受託者は、作業実施に当たり関係法規を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。
2. 測量現場が隣接し、又は同一場所において別途測量がある場合には、常に相互強調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
3. 受託者は、測量業務に当たり水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
4. 受託者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

第10条 土地の立ち入り等

1. 受託者は、測量を実施するため国、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ町係員に報告するとともに、受託者の責任において関係者と緊密かつ十分なる強調を保ち、円滑な測量の進捗を期さなければならない。また、関係法令に規定する身分証明書携帯し関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
2. 受託者は、測量実施に当たり宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ所有者の承諾を得なければならない。
3. 受託者は、測量実施のため植物、かき、さく等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。

この場合において生じた損失は、設計図書及び特記仕様書に示す外は受託者が負担するものとする。

第11条 関係官庁その他への手続き等

1. 受託者は、測量実施のために必要な関係官庁その他に対する諸手続は、町係員と打ち合わせのうえ、請負者において迅速に処理しなければならない。
1. 受託者は、関係官庁その他に対して交渉を要するとき、又は、交渉を受けたときは、遅延なくその旨を町係員に申し出て協議するものとする。

第12条 地下埋設物調査

受託者は、既設地下埋設物（ガス、NTT、電気、水道、下水道、警察信号用電気、その他）の種別、管種、形状寸法、位置、土かぶり等を現地及び各埋設物管理者所轄の資料により調査し、記入のうえ資料を整理して、提出しなければならない。

第13条 提出書類

1. 受託者は、別に示す様式により、関係書類を町係員を経て、遅延なく提出しなければならない。
2. 指示、承諾及び協議は、原則として書類によりこれを行うものとする。

第14条 成果品

成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

第15条 疑義

受託者は、作業の実施に当たり、設計図書等に疑義を生じた場合は、町係員と協議のうえ、実施するものとする。